

## 沖縄県生涯学習情報提供システム管理運営要綱

平成31年3月1日  
全部改正  
教育長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県生涯学習情報提供システム（以下「システム」という。）の円滑かつ適正な管理及び運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 システムは、次に掲げる事項を目的として管理運営する。

- (1) 県民が、いつでも、どこでも、だれでも、生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習社会の実現を図るため、生涯学習に関する情報を速やかに収集・登録し、ホームページ「まなびネットおきなわ」を介して提供する。
- (2) 県内の多様な生涯学習関連機関がもつ学習情報の発信を支援する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 システムの管理運用を統括するための統括管理者をいう。管理者は、沖縄県教育庁生涯学習振興課長とする。
- (2) 情報発信団体 システムに生涯学習に関する情報を登録し、県民に対して情報を発信するために、管理者に利用申請し、利用承認を受けた機関・団体（各行政機関、公民館、NPO、企業、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、大学等生涯学習に関する活動を行う機関・団体）をいう。
- (3) 人材バンク 生涯学習に関する講師や指導者として、管理者に登録申請し、登録承認を受けた者を県民に紹介することをいう。
- (4) 一般利用者 システムを利用する県民等をいう。

### (生涯学習情報の種類)

第4条 生涯学習情報（以下「情報」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。また情報の収集範囲については、別表に定めるとおりとする。

- (1) 学習機会に関する情報
- (2) 視聴覚教材・機材に関する情報
- (3) 人材バンクに関する情報
- (4) 生涯学習に関する動画情報
- (5) その他管理者が必要と認める生涯学習の推進に関する情報

### (個人情報の保護)

第5条 個人情報は、本人の承諾があるもの限りシステムに登録する。

- 2 個人情報に関し、本人から変更又は削除の申出があった場合、情報発信団体は速やかにその情報を変更又は削除しなければならない。
- 3 個人情報の取扱いの詳細については、別途定める。

### (情報発信団体の業務)

第6条 情報発信団体は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ユーザー名及びパスワードの管理
- (2) 情報の登録及び管理

(3) システムの活用推進

(4) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(情報の登録管理)

第7条 情報発信団体は、システムに自らが登録する情報について、管理者の指導監督に従い、次に掲げるとおり登録と管理を適正に行わなければならない。

- (1) システムに登録する情報については、著作権について十分に配慮するとともに著作権者の使用許可を受けた後、登録するものとする。
- (2) 情報の登録は年間を通じて行い、情報の発信に努めるものとする。
- (3) 登録した情報は、必要に応じて、修正、更新又は削除を行うものとする。
- (4) 登録した情報について照会があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (5) 情報発信団体は、管理者の求めに応じて利用状況を報告するものとする。

(情報発信団体の責務)

第8条 情報発信団体は、管理者との相互の信頼関係を尊重し、誠意ある利用に努めるとともに次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 法令に反して利用すること又は法令に違反するおそれのある利用をすること。
- (2) 個人情報の保護に反すること。
- (3) 販売等の直接的な営利を目的として利用すること。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に利用すること。
- (5) 公序良俗に反する行為及び第三者を誹謗又は中傷する行為を行うこと。
- (6) 第三者の財産又はプライバシーを侵害する利用をすること。
- (7) 第三者の権利（著作権を含む。）を侵害する利用をすること。
- (8) 第三者に不利益を与える利用をすること。
- (9) 登録情報の滅失、毀損及び改ざん並びに虚偽の情報提供を行うこと。
- (10) システムの通信を妨害し、機能を破壊し、又は運用を妨害すること。
- (11) ユーザー名又はパスワードの漏えい、盗用及び貸借をすること。
- (12) その他システムの運用に支障を及ぼすおそれのあること。

(一般利用者の責務)

第9条 一般利用者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 法令に反して利用すること又は法令に違反するおそれのある利用をすること。
- (2) 個人情報の保護に反すること。
- (3) 販売等の直接的な営利を目的として利用すること。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に利用すること。
- (5) 公序良俗に反する行為及び第三者を誹謗又は中傷する行為を行うこと。
- (6) 第三者の財産又はプライバシーを侵害する利用をすること。
- (7) 第三者の権利（著作権を含む。）を侵害する利用をすること。
- (8) 第三者に不利益を与える利用をすること。
- (9) 登録情報の滅失、毀損及び改ざん並びに虚偽の情報提供を行うこと。
- (10) システムの通信を妨害し、機能を破壊し、又は運用を妨害すること。
- (11) その他システムの運用に支障を及ぼすおそれのあること。

(情報の削除)

第10条 管理者は、システムに登録された情報が第5条又は第8条に違反し、又は違反するおそれがあると認める場合には、当該情報を削除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が、緊急かつやむを得ないと認める場合は、事前にその理由を示すことなく当該情報を直ちに削除することができる。

(利用状況の調査)

第11条 管理者は、システムの円滑な管理及び運営のため、必要に応じて利用に関する調査を行うことができる。

(利用の時間)

第12条 システムを利用できる時間は24時間365日とする。

(運用の停止)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、システムの運用を停止することができる。なお、停止する場合は可能な限りシステム上で事前に掲示するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

- (1) 管理者がシステムの点検、保守又は改良を行うとき。
- (2) 回線接続先の電気通信事業者が設備の点検又は保守の作業を行うとき。
- (3) 天災等の不可抗力により停電その他の障害が生じたとき。
- (4) その他管理者がやむを得ない事由があると認めたとき。

(費用)

第14条 システムの情報登録及び利用は無料とする。ただし、システムの利用に必要な機器に関する経費、通信費用、講座経費等は、情報発信団体又は一般利用者の負担とする。

(提供情報の保証及び中断)

第15条 管理者は、システムを通じて提供する情報についていかなる保証も行わないものとする。また、いかなる理由により情報の遅延、中断等が発生しても、その結果、情報発信団体又は一般利用者が被った損害について責任を負わないものとする。

(損害に関する責任)

第16条 管理者は、情報発信団体又は一般利用者がシステムの利用に際して発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償の義務はないものとする。

- 2 情報発信団体又は一般利用者がシステムの利用によって第三者に損害を与えた場合、それぞれの責任と費用によって解決し、管理者に損害を与えることはないものとする。
- 3 情報発信団体又は一般利用者が、故意若しくは重大な過失又は別に定める規定に反して管理者に損害を与えた場合、管理者は損害賠償を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用、情報発信団体の利用申請及び承認、人材バンクの登録申請及び承認等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2号の規定による情報発信団体の利用申請並びに利用承認及び同条第3号の規定による人材バンクの登録申請並びに登録承認については、この要綱の施行前においても、同条第2号及び第3号の規定の例により行うことができる。

別表（第4条関係）

(1) 学習機会	<p>以下に該当する生涯学習に関する学習機会情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で実施する講座や講演、研修、イベント等で情報発信団体・国・県・市町村・各機関・団体等が主催・共催・後援するもの。</li> <li>・その他管理者が適当と認めたもの</li> </ul>
(2) 視聴覚教材・機材	<p>沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会に加盟する視聴覚ライブラリーが保有する貸出可能な視聴覚教材・機材情報</p>
(3) 人材バンク	<p>以下に該当する生涯学習に関する講師や指導者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に在住又は在勤し、行政機関や教育機関が実施する講座や講演会等の講師として採用されたことがある者</li> <li>・おきなわ県民カレッジ奨励賞を授与された者で講師や指導者として活動する意思がある者</li> <li>・その他管理者が適当と認めたもの</li> </ul>
(4) 生涯学習に関する動画情報	<p>以下に該当する生涯学習に関する動画情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が録画編集した講座動画</li> <li>・おきなわ県民カレッジのライブ配信動画</li> <li>・その他管理者が適当と認めたもの</li> </ul>
(5) その他管理者が必要と認める生涯学習の推進に関する情報	<p>上記の他、管理者が必要と認める生涯学習の推進に関する情報。</p>

※ただし、政治的活動、宗教的活動、営利活動、その他公序良俗に反する情報については収集しない。